

特許権	判決年月日	令和元年 1 2 月 1 1 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事件番号	平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 4 9 号		

○ 発明の名称を「実時間対話型コンテンツを無線交信ネットワーク及びインターネット上に形成及び分配する方法及び装置」とする発明についての特許を無効とした審決について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例

(事件類型) 審決(無効成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2 0 1 7 - 8 0 0 0 6 9 号, 特許第 5 0 3 3 7 5 6 号

判 決 要 旨

- 1 本件は、被告が、原告の特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が本件特許を無効とする旨の審決をしたため、原告がその取消しを求めた事案である。
- 2 本判決は、甲 1 (国際公開第 0 0 / 7 2 3 0 3 号公報) を主引例とする進歩性欠如の無効理由は理由があったとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断し、本件発明と甲 1 記載の発明(以下「引用発明」という。)との相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消した。
 - (1) 本件審決は、以下の相違点に係る本件発明の構成を当業者が容易に想到することができた旨判断した。

「本件発明と引用発明との一致点である「前記トランスミッタを通じて、前記ハンドヘルド装置から空間的に離間した遠隔サーバーに対して第 2 のコンテンツの表現を送る」に関し、本件発明は、「第 2 のコンテンツの表現」に加えて「少なくとも単独の受信者の識別子」とを送るのに対し、引用発明は、そのような特定がない点。

これに伴い、一致点の「操作者により決定された関係に従って第 1 のコンテンツの提示に時間的に重なる第 2 のコンテンツを前記入力デバイスを通じて操作者から受け取らせ」に関し、本件発明は、「第 2 のコンテンツ」に加えて「少なくとも単独の受信者の識別子を入力デバイスを通じて操作者から受け取らせ」るのに対し、引用発明は、「少なくとも単独の受信者の識別子を前記入力デバイスを通じて操作者から受け取らせ」ることについて、記載されていない点。」

- (2) しかしながら、以下のとおり、上記相違点に係る本件発明の構成は、当業者が容易に想到することができたものであるとは認められない。

本件発明の「少なくとも単独の受信者の識別子」とは、「遠隔サーバー」が

送信する「操作者により決定された…更なる表現」を受信する者を識別するための情報であり、ハンドヘルド装置の操作者が、同装置に前記識別子を入力することで、当該識別子により識別される特定の者を、前記更なる表現を受信する者として指定できる機能を有するものと解される。

一方、甲 1 の記載からは、引用発明の HumBand™ 楽器において、「パフォーマンス」の「聴衆」となるには、HumJam.com ウェブ・サイトに、名前とパスワードを用いてログインし、所定のランクのオンライン・グループのメンバになる必要があることを理解できる。

そうすると、仮に、被告の主張するとおり、甲 1 において、「演奏者」が「演奏グループ」（オンライン・グループ）の「ランク」を「HumBand™ 楽器」に入力して、自己の参加する「ランク」を選択できることが開示されているとしても、甲 1 の記載からは、かかる選択によって、当該「ランク」に格付けされた者が当然に「パフォーマンス」の「聴衆」と指定されるものではなく、「聴衆」となるには、上記のような方法で所定のランクのオンライン・グループのメンバになる必要があることを理解できる。

以上によれば、甲 1 に記載された「ランク」は、本件発明の「少なくとも単独の受信者の識別子」により実現している機能を果たすものではないから、これに相当するものとはいえない。

したがって、本件審決が、「ランク」を「少なくとも単独の受信者の識別子」と呼ぶことは任意であるとして、両者が実質的に同一であることを前提に、当業者が上記相違点に係る本件発明の構成を容易に想到し得ると判断したことは、その前提を誤るものといえる。